

住 所 佐賀県鳥栖市蔵上町587番 1

名 称 株式会社篠原建設 代表取締役 篠原 隆行

令和 4 年10月 7 日付けで申請の林地開発行為の変更許可については、条件を付して許可する。

令和 5 年 1 月17日

佐賀県知事 山口 祥義



1 土地の所在

① 開発行為に係る森林	鳥栖市神辺町字都谷 1142番 2 外 1 字 13 筆
② 地域森林計画対象森林	鳥栖市神辺町字都谷 1142 番 2 外 1 字 15 筆
③ 事業区域	鳥栖市神辺町字都谷 1142 番 2 外 1 字 19 筆

2 開発行為の予定期間

許可日から令和 8 年12月31日まで

3 開発行為の目的

土石等の採取及び残土処分場

4 開発の規模

	【変更後】	【変更前】
① 開発行為に係る森林面積	2.1525 ha	1.4872 ha
④ 地域森林計画対象森林	2.6770 ha	1.9511 ha
⑤ 開発区域面積	2.1989 ha	1.5070 ha
⑥ 事業区域面積	2.7327 ha	1.9771 ha
⑦ 切土量	112,834 m ³	67,344 m ³
⑧ 盛土量	16,136 m ³	16,136 m ³

5 残置森林等の配置

	【変更後】	【変更前】
① 残置森林面積	0.5238 ha	0.4639 ha
② 保全帯面積	0.5330 ha	0.4701 ha
③ 造成森林面積	0 ha	0 ha
③ 対象外森林面積	0 ha	0 ha
④ 造成緑地面積	1.1686 ha	0.9083 ha
⑥ 残置森林率	- %	- %
⑨ 森林率	63.56 %	70.65 %

条 件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
 - 2 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
 - 3 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - 4 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - 5 開発行為を中止し又は廃止したときには、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - 6 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。
 - 7 開発行為の計画を変更するときは、遅滞なく所定の様式により打合せ簿を作成し、県と協議すること。
協議の結果、許可の変更申請が必要と判断された場合は、これを拒否しないこと。
 - 8 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに遅滞なく知事に届け出ること。
- ※
- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、佐賀県知事に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
 - 4 不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。